

## 清掃業務実施基準書

### (1) 日常清掃業務

東 部 土 木 事 務 所	玄関・廊下・階段等清掃…………… 随 時 玄関ドア・マット清掃…………… 随 時 2階渡り廊下清掃(本館ー保健所) …… 随 時
	便所清掃…………… 毎 日 男性用：大6、小9 女性用：大6 多目的便所：1 便所・便器の清掃及び汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補充
	屋外階段・スロープ等清掃…………… 週 1 回
別 館	便所清掃…………… 毎 日 男性用：大1、小1 女性用：大1 便所・便器の清掃及び汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補充
	渡り廊下・廊下・階段等清掃…………… 週 1 回
鳥 栖 保 健 福 祉 事 務 所	玄関・廊下・階段等清掃…………… 随 時 玄関ドア・マット清掃…………… 随 時
	便所清掃…………… 毎 日 男性用：大2、小4 女性用：大4 多目的便所：1 便所・便器の清掃及び汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補充
	1階渡り廊下・スロープ等清掃…………… 週 1 回

日常清掃床面積		
東部土木事務所	371.360	㎡
別 館	180.116	㎡
鳥栖保健福祉事務所	267.160	㎡

定期清掃床面積		
東部土木事務所	1,249.070	㎡
別 館	216.780	㎡
鳥栖保健福祉事務所	819.370	㎡

別添 1 「配置図」

別添 2 「庁舎平面図」

別添 3 「鳥栖総合庁舎清掃委託面積表」

別添 4 「鳥栖総合庁舎除草区域」

### (2) 定期清掃業務

東部土木事務所・別館・鳥栖保健福祉事務所	
床ワックス……………	年 3 回
庁舎敷地内除草……………	(付紙 2 に記載)

①床ワックスの実施日は、(6月・10月・2月)の土曜日または日曜日とする。

- 床清掃は、塵埃を除去し洗剤等によりポリッシャーをもって洗浄のうえ、汚れを拭取り、樹脂ワックス仕上げとする。
- ポリッシャーを使用出来ない部分は、ブラシ又は乾布類を用いて、磨きだす。
- 移動可能な椅子・衝立等の備品類は移動させ、入念に清掃し、清掃後は元の位置に必ず戻して置くこと。
- 床がフリーアクセス床のところは、洗浄洗いはしないで、焼付け方式のワックス仕上げとする。

②除草・清掃(掃き掃除)は、月4週、週1回または2回とし、毎週土曜日または日曜日とする。

### (3) 特別清掃業務

東部土木事務所・別館・鳥栖保健福祉事務所	
① 窓ガラス清掃……………	年 1 回 (12月)
② 照明器具清掃……………	年 1 回 (12月)
③ ブラインド清掃……………	年 1 回 (12月)
④ フィルター清掃……………	年 2 回 (6月・11月)